一四四七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件　二六　三

一四四八―一四五三　保安林の指定をする件　二六　四

一四五四　保安林の指定を解除する件　二六　五

一四五五　粗糖の平均輸入価格等を定めた件　二六　五

一四五六　特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域）及びながすくじら）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二六　六

一四五七　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二六　七

一四五八　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　二九　217　一三

一四五九　令和七砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件　三〇　218　四〇

一四六〇　令和七砂糖・でん粉年度に係る国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件　三〇　218　四〇

○農林水産省、経済産業省、国土交通省

四　豊川用水二期事業に関する事業実施計画の変更を認可した件　一一　三

五　流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の変更について　三〇　218　四二

○経済産業省

一二六　情報処理の促進に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく経済産業大臣が指定する半導体　三　199　一

一二七　令和七年経済産業省告示第百二十六号に規定する経済産業大臣が指定する半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定するための公募の実施に関する指針　三　199　一

一二八　令和七年度以降の五年間についての石油備蓄目標　四　七

一二九　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　一〇　五

一三〇　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件　一一　四

一三一　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　一二　特24　二

一三二　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　一二　特24　三

一三三　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　一二　特24　四

一三四　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　一七　六

一三五　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二十四条の規定に基づく試掘の許可の告示　一七　六

一三六　輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究を廃止する件　一八　二

一三七　インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示　一八　二

一三八　産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件の一部を改正する件　二五　214　三〇

一三九　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　二六　七

一四〇　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等の一部を改正する件　二八　特25　五

一四一　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　二八　特25　五

一四二　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　二八　特25　六

一四三　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件　三〇　七

一四四　中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく業種を指定する件　三〇　218　四三

○特許庁

六　国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　一　五

七　特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　一　五